

第 1 1 期
美咲町分別収集計画

岡山県久米郡美咲町

令和 7 年 6 月

1 計画策定の意義

環境に優しく快適でうるおいがある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・減量化を基本とした循環型の廃棄物処理体制を構築していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、循環型社会の一員として協力していくことが重要である。

また、本町をはじめ津山市・鏡野町・奈義町・勝央町の1市4町で構成された「津山圏域資源循環施設組合」が設立され、より広域的な一般廃棄物の処理が可能となり、ますますごみの減量化、資源化の対策を講じる必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減・資源化を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方針を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を円滑に推進することにより、廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化や資源の有効活用が図られ、もって循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制・減量化（リデュース）、再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を基本とした資源循環型の社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、プラスチック製包装容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール製の容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	203 t	194 t	186 t	177 t	170 t

（※容器包装廃棄物量は、津山圏域クリーンセンター搬入量に加え、集団回収量等を含む。）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお実施するにあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。分別収集の実施に当たり、環境衛生協議会委員等を通じ、町民の意見を広く聴衆する。

・教育、啓発活動の充実

町告知放送、町ホームページ、分別アプリ、出前講座、広報等を活用し、町民、事業者に対して、容器包装の排出抑制とリサイクルへの認識を深めてもらう。

・マイバッグ持参運動

町告知放送、広報等で定期的に啓発し、マイバッグ持参の徹底を図る。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町の分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
スチール製の容器		缶類
アルミ製の容器		
ガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン類（無色）
	茶色のガラス製容器	ビン類（茶色）
	その他の色のガラス製容器	ビン類（その他）
段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	9		9		8		8		7	
主としてアルミ製の容器	14		13		13		12		12	
無色のガラス製容器	21		20		19		18		18	
	(引渡) 9	(独自処理) 21	(引渡) 8	(独自処理) 20	(引渡) 8	(独自処理) 19	(引渡) 8	(独自処理) 18	(引渡) 7	(独自処理) 18
茶色のガラス製容器	21		20		19		18		18	
	(引渡) 9	(独自処理) 21	(引渡) 8	(独自処理) 20	(引渡) 8	(独自処理) 19	(引渡) 8	(独自処理) 18	(引渡) 7	(独自処理) 18
その他の色のガラス製容器	9		8		8		7		7	
	(引渡) 9	(独自処理) 9	(引渡) 8	(独自処理) 8	(引渡) 8	(独自処理) 8	(引渡) 8	(独自処理) 8	(引渡) 7	(独自処理) 7
主として段ボール製の容器	71		68		65		62		60	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	26		25		24		23		22	
	(引渡) 2	(独自処理) 24	(引渡) 2	(独自処理) 23	(引渡) 2	(独自処理) 22	(引渡) 2	(独自処理) 21	(引渡) 2	(独自処理) 20
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	32		30		29		28		26	
	(引渡) 32	(独自処理) 32	(引渡) 30	(独自処理) 30	(引渡) 29	(独自処理) 29	(引渡) 28	(独自処理) 28	(引渡) 26	(独自処理) 26
	合計 203		合計 193		合計 185		合計 176		合計 170	

＊独自処理とは、指定法人による引取ではなく売却等の独自の処理量を示す。

＊津山圏域資源循環施設組合により入札等での売却は独自処理に該当する。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
主務省令で定める物の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績（平均値）から全体収集量の減少率を勘案して推計したもの。

○人口変動予測

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
11,851人	11,555人	11,324人	11,098人	10,885人

※人口変動(予測)は、国立社会保障人口問題研究所「地域別将来推計人口」のデータをベースに直近の変動を勘案して推計したもの。

1 0 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、平成 2 7 年 1 2 月から町内統一した分別区分を設け、缶・ビン（無色、茶色、その他の色）については 4 種類分別を行っている。また、ペットボトル・プラスチック容器包装・古紙についても分別してステーション回収を行っている。

分別収集の実施主体を次表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール缶	缶	町によるステーション回収	津山圏域資源循環施設組合
	アルミ缶			
ビン	無色のガラス製容器	ビン（無色）	町によるステーション回収	津山圏域資源循環施設組合
	茶色のガラス製容器	ビン（茶色）		
	その他の色のガラス製容器	ビン（その他）		
紙類	段ボール	段ボール	町によるステーション回収	津山圏域資源循環施設組合
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町によるステーション回収	津山圏域資源循環施設組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	町によるステーション回収	津山圏域資源循環施設組合

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。分別収集方法及び施設等を次表に示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール缶	缶	プラスチック製	2t ダンプ車	津山圏域資源循環施設組合
	アルミ缶		コンテナ		
ガラス	無色のガラス製容器	ビン（無色）	プラスチック製 コンテナ	2t ダンプ車	津山圏域資源循環施設組合
	茶色のガラス製容器	ビン（茶色）			
	その他の色のガラス製容器	ビン（その他）			

紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	2tダンプ車	津山圏域資源循環施設組合
	段ボール	段ボール	縛る	2tダンプ車	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網かご	2tダンプ車	津山圏域資源循環施設組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	2tパッカー車	津山圏域資源循環施設組合

- 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）
民間団体による集団回収など促進するため奨励金の交付や、民間事業者との連携による回収拠点の利用者増加を図る。